

# 目次

第1章 構想の策定にあたって .....	1
1. スポーツとは .....	1
2. (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの担うべき役割 .....	2
3. これまでの検討経緯.....	2
4. 構想の目的 .....	2
第2章 障がい者スポーツ・障がい者スポーツセンターに関する現状と課題の整理 .....	3
1. 札幌市の上位・関連計画の整理 .....	3
2. 国の政策動向の整理 .....	6
3. 札幌市の障がい者スポーツの現状.....	9
4. 札幌市の障がい者スポーツが抱える課題・解決のための視点 .....	23
第3章 障がい者スポーツの将来像.....	26
1. 障がい者スポーツを推進する拠点の必要性 .....	26
2. 札幌市の障がい者スポーツの将来像.....	27
第4章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本理念・基本方針.....	29
第5章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本的な要件.....	31
1. 施設の方向性.....	31
2. 施設の基本要件(ハード面) .....	31
3. 施設の基本要件(ソフト面).....	32
第6章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法等について .....	34
1. 整備手法 .....	34
2. 事業費等 .....	37
3. 施設の利用区分.....	37
4. 事業手法 .....	37
第7章 構想策定後の整備の推進について .....	38
1. 障がい者スポーツセンター整備までの取組について .....	38
2. 暫定拠点について .....	38
3. 今後の主な検討課題及びロードマップ.....	39
【参考】(仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)に対するパブリックコメント .....	41

# 第1章 構想の策定にあたって

## 1. スポーツとは

スポーツを推進するための基本的な事項を定めた法律として、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)が挙げられます。

その前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化」と掲げられているとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、(中略)日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。これらは、障がいの有無を問わず、誰もが、スポーツに関わることを通じて、幸せになる権利があることを示しています。

### スポーツ基本法(前文抜粋)

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が計られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性をはぐくみ、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働に

よる我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 2. (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの担うべき役割

(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターは、障がいの有無に関わらず、いつでも、誰もが、気軽に、安心して、スポーツを楽しむことができる環境の実現のための拠点としての役割を果たすことを目指します。

また、単なるスポーツ施設ではなく、医療・福祉・教育の各分野の関係機関等と連携し、スポーツ相談機能や、障がい者スポーツを支える人材の育成、情報拠点の役割も担います。

## 3. これまでの検討経緯

札幌市ではこれまで、スポーツ基本法の理念を実現するべく、障がい者スポーツの環境の整備に向け、検討を進めてきました。

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」において、障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた検討着手が明示されたことが契機となり、令和3年度に、「障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査」を実施し、障がい者スポーツの活動拠点(ハード)に関する基本的な事項を整理しました。

そのうえで、令和4年度及び令和5年度には、「障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針検討」及び「障がい者スポーツセンター運営体制に関する調査検討」を実施し、障がい者スポーツセンター整備を契機とした障がい者スポーツの推進体制について整理しました。

### 【これまでの検討経緯】

検討内容	時期
障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査	令和3年度
障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針検討	令和4年度
障がい者スポーツセンター運営体制に関する調査検討	令和5年度

## 4. 構想の目的

札幌市障がい者スポーツセンター基本構想は、障がい者スポーツセンターの整備にあたり、障がい者スポーツ及び障がい者スポーツセンターに関する現状や課題を明確にし、札幌市障がい者スポーツの将来像や、障がい者スポーツセンターの基本理念、施設の方向性等について整理することを目的に策定します。